

# 介護サービスの利用料は

## 居宅サービス

居宅でのサービスは、要介護ごとに利用範囲が決まります。

### 居宅サービス利用の上限額(月額)

|      |          |
|------|----------|
| 要支援  | 61,500円  |
| 要介護1 | 165,800円 |
| 要介護2 | 194,800円 |
| 要介護3 | 267,500円 |
| 要介護4 | 306,000円 |
| 要介護5 | 358,300円 |

### 主な居宅サービスの単価

サービス事業者によって金額が異なる場合があります。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 訪問介護<br>(30分～1時間利用)                   | 家事援助 1,530円<br>身体介護 4,020円<br>複合型 2,780円     |
| 訪問看護ステーションの訪問看護<br>(30分未満の利用)         | 4,250円                                       |
| 通所介護・デイサービス<br>(施設併設で4～6時間利用・食事、入浴は別) | 要支援 4,000円<br>要介護1・2 4,730円<br>要介護3～5 6,600円 |
| 短期入所生活介護・ショートステイ(1日当たり)               | 要支援～要介護5<br>9,140円～11,200円                   |

# 介護サービスの 利用方法

**1** 介護が必要になったとき、市(福祉事務所介護保険係)へ介護保険証を添えて要介護認定の申し込みを。



**2** 市、または市から委託を受けた訪問調査員が家庭を訪問し、食事・入浴などの日常動作(85項目)について調査。

**3** この調査結果に基づき、全国一律の要介護認定ソフトを用いたコンピュータで1次判定。

**4** 1次判定の結果をもとに、主治医の意見書、訪問調査での特記事項を加味しながら介護認定審査会で2次判定。この介護認定審査会は大館・比内・田代の医療・保健・福祉の代表などで構成されています。

**5** 要介護認定の結果通知

**6** 要支援・要介護と認定されたら、居宅介護支援事業者(介護支援専門員)にケアプラン(介護計画)の作成を依頼。



**7** 介護計画に基づき、介護保険証を使って介護サービスを利用。利用の際にはサービス費の1割負担です。



## 施設サービス

施設で受けるサービスは、要介護度ごとに利用額が設定されています。要介護認定で「自立」または「要支援」と判定されたかたは利用できません。

### 施設サービス単価(1日当たり)

施設により金額が異なる場合があります。ほかに食費負担(市民税非課税世帯などのかたは減額)があります。

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 介護老人福祉施設  | 要介護1～要介護5<br>7,960円～9,740円   |
| 介護老人保健施設  | 要介護1～要介護5<br>8,800円～10,800円  |
| 介護療養型医療施設 | 要介護1～要介護5<br>11,930円～13,770円 |

また「自立」または「要支援」と判定されたかたは利用できません。



## 特別対策

のお知らせ

高齢者の介護を社会全体で支えていくこの「介護保険制度」を円滑に進めていくため、特別対策が実施されます。

### 65歳以上の皆さんの 保険料を軽減します

介護サービスは四月から始まりますが、皆さんには新たに「保険料」という負担がかかることになりません。このため、六十五歳以上のかた(第一号被保険者)に限り、来年九月まで左図のような保険料の設定をしました。

**なし**  
半年間は保険料を徴収しません。

**半額**  
1年間通常は通常の保険料の半額を納めていただきます。

**通常**  
13年10月通常は通常の保険料を納めていただきます。

訪問介護を受けている低所得のかたの負担を軽減します

次のかたは、訪問介護(ホームヘルプサービス)を受ける際の利用者負担の割合が、向こう三年間、三割に軽減されます。

※介護保険では、利用したサービスにかかった費用の一割を負担していただくことが基本となっています。

対象となるかた  
次の条件をすべて満たすかた  
介護保険制度が始まる前の1年

間に、ホームヘルパー(障害者の福祉施策によるホームヘルパーを含みます)の派遣を受けたことがあるかた。  
生計の中心となつていてるかたが所得税非課税のかた(生活保護受給世帯を含みます)。

## 要介護認定の

## 申請を

忘れていませんか

介護保険の対象となるサービス(ホームヘルプサービスやデイサービスなど)を現在受けているかた、また介護保険の導入後にサービスを利用しようと考えているかたは、要介護認定が必要となります。福祉事務所、各在宅介護支援センターで受け付けています。

お問い合わせ

福祉事務所  
☎49-3111(内線402)

在宅介護支援センター  
社会福祉協議会

☎49-2588

☎46-2127

☎46-6800

大滝(北部シルバーエリア)  
☎47-7201